

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）

第8回 次第

日 時：令和2年11月16日（月）午後6時30分から

会 場：板橋区立志村第四中学校3階ランチルーム

1 会長挨拶

2 意見書の提出

協議会会長から教育長へ

3 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会について **（確認事項）** （資料1）

（到達点） 令和3年1月の設置に向け、検討会の設置案を確認する。

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会（設置案）について

1 目的

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が板橋区教育委員会宛てに提出した意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、「志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 協議時期

意見書提出後、検討会委員について、関係各所（学校・町会等）から改めて推薦を受け、令和3年から協議を開始し、「3 検討会の役割」に掲げる検討内容について協議し、取りまとめる。

3 検討会の役割

検討会は、意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、次に掲げる項目を検討し、区教育委員会からの報告に対し意見する。

（1）検討項目

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ 跡地活用に関する意見
- ⑤ P T A組織に関する事項
- ⑥ 学校の伝統や歴史の保存に関する事項

（2）調整項目

- ① 学校行事、学校運営に関する事項
- ② 学びのエリアの連携に関する事項
- ③ 建設に関する事項

上記以外に、検討会の決定により検討及び調整項目に事項を追加することができる。

4 検討体制（志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 体制（案））

（1）構成

	選出元	人数
検討会会長	教育委員会事務局次長	1名
協議会会長	井上会長（下記と併任可）	1名
地域関係者	町会・自治会、青少年健全育成地区委員等	4名
	● 志村小関係者（志村小通学区域にかかる町会から1名ずつ） ● 志村四中関係者（志村四中通学区域にかかる支部から1名ずつ）	
P T A	志村小、志村四中	各3名
学校関係者	志村小C S委員、志村四中C S委員	各3名
学校長	志村小、志村四中	各1名

※ 近隣の学校に影響する内容を検討する場合は、当該学校の学校長及びP T Aの委員推薦を依頼する。

※ P T A及び学校関係者については、作業部会設置により会議の開催頻度が増すため、負担軽減の観点から、下記の方法を可能とする。

- 上記表の人数からの1～2名増員することが出来る。
- 委員の任期は選出団体に属する期間とするが、期間終了後も選出団体の同意により再任し、委員の任期を継続することが出来る。

※ 作業部会の設置により、学校長の出席を要する会議が多くなるため、副校長や他の教職員を作業部会の出席委員とすることが出来る。

第7回協議会の意見を踏まえ修正した部分

（2）活動内容

「3 検討会の役割」に記載の検討及び調整項目について検討するが、そのうち「（1）検討項目」の以下の事項については、集中的に検討する必要があるため、作業部会を設置し、検討会で審議するための案作成を依頼する。

【作業部会で検討する事項】

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ P T A組織に関する事項

（3）開催方法

検討会及び作業部会は、必要性及び委員の求めに応じて検討会会長が招集する。

(4) 作業部会

作業部会は検討会の依頼により、「通学区域・通学路に関する事項」「学校名に関する事項」「校歌・校章に関する事項」「P T A組織に関する事項」について、検討会で審議するための案作成を行い、検討会に報告する。

①通学区域・通学路作業部会

構成	人数
● P T A (志村小、志村四中)	各 1～2 名
● 学校関係者 (志村小、志村四中)	各 1～2 名
● 学校長 (志村小、志村四中)	各 1 名

②学校名・校歌・校章作業部会

構成	人数
● P T A (志村小、志村四中)	各 1～2 名
● 学校関係者 (志村小、志村四中)	各 1～2 名
● 学校長 (志村小、志村四中)	各 1 名

③P T A組織作業部会

構成	人数
● P T A (志村小、志村四中)	各 3 名
● 学校関係者 (志村小、志村四中)	各 1～2 名
● 学校長 (志村小、志村四中)	各 1 名

※ 上記①～③の作業部会において、作業部会が近隣の学校長及びP T Aの意見を聞く必要を認める場合は、検討会より委員の推薦及び作業部会の出席を依頼する。

※ P T A及び学校関係者については、検討会の委員を増員した場合は、作業部会の委員も増員することが出来る。

なお、作業部会の検討スケジュールを含めて、検討会の検討スケジュールは、第 1 回検討会でお示しする。

第 7 回協議会の意見を踏まえ修正した部分

5 小中一貫型の学校設置検討会設置までのスケジュール

令和 2 年 1 1 月 1 6 日	第 8 回協議会において意見書提出
令和 2 年 1 2 月中旬	検討会委員推薦について依頼
令和 3 年 1 月上旬	委員推薦、委員決定、開催通知発送
令和 3 年 1 月下旬	第 1 回 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会